

（午前11時26分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は世界中に広がりましたが、政府は5月25日に緊急事態宣言を解除しました。しかし、特効薬やワクチンができるまで安心することはできません。緊急事態宣言解除後に、北九州市では病院、介護施設、学校でクラスターが発生しています。第2波、第3波に備え、感染対策と生活支援が必要です。

新型コロナウイルスは感染していても無症状の場合があり、知らない間に感染を広げているということがありますので、広く感染者を見つけ、隔離する体制をつくる必要があります。

1、感染対策として、そのうちの一つ目の項目。小・中学校が再開されました。教育委員会から、各学校に宛てた文書によりますと、消毒すべき箇所は広範囲です。準備状況と、実際に再開された後の現状について、どうなっていますか。

2番目。介護施設にPCR検査の実施をということで、先ほど病院事業管理者のほうからもお話がありましたけれども、和歌山県は県内の複数の地域中核病院に新型コロナウイルスのPCR検査結果が1時間半程度で判明する機器を導入し、病院に運び込まれた患者をすぐに院内で感染の有無を把握できるようにすることで、院内感染の発生を防止し、地

域医療の維持につなげるということです。

介護施設でもクラスターが発生しています。職員が感染すると、長期にわたって職場を離れなくてはならず、少ない職員で介護に当たらないといけなくなります。介護施設での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、介護職員や新規の入所者のPCR検査をぜひ実施していただきたいんですが、いかがですか。

2番目として、生活支援。

生活支援として、県内でも水道料金の減免を実施している自治体が多くあります。水道料金の減免は、生活支援だけでなく営業支援、感染対策にもなります。橋本市でも水道料金の減免はできないでしょうか。

大きな項目の2番目、新型コロナウイルスと国民健康保険について。

新型コロナウイルスの影響によって収入が減った国民健康保険加入者に対していろいろな施策が行われていますが、市として次の施策を求めます。

1、資格証明書の人に短期保険証を。

資格証明書の場合、医療を受けるとき、窓口で全額を負担しなければなりません。新型コロナウイルス感染の場合、被保険者証とみなして取り扱うことになっています。

しかし、受診が遅れて重症にならないためにも、お金の心配なく医療機関にかかれるように、短期保険証を発行することを求めます。

2番目。傷病手当金の対象は被用者となっていますが、国民健康保険の加入者は自営業者や農業従事者もあります。3月26日の政府の厚生労働委員会では、厚生労働保険局長が支援対象の拡大も市町村長の判断で可能と答え、個人事業主も対象にする道を開いています。個人事業主も対象にできませんか。

以上です。

○議長（土井裕美子君）11番 坂本さんの質問項目1、新型コロナウイルス対策に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）新型コロナウイルス対策についてお答えします。

まず、小・中学校の感染症対策の準備と現状ですが、各学校では文部科学省の衛生管理マニュアルや市教育委員会が作成したガイドラインを基に、感染症対策について全職員の意思統一を図りました。また、緊急に養護教諭部会を開催し、各校の取組について情報交換を行い、教職員自身で危機管理意識を高めてきたところです。さらに、配慮を要する給食については、給食主任者会を開催し、個包装したパンの提供や配膳する際の手袋の着用等、留意点について共通理解を図りました。

各学校の現状の取組としては、まず、水際対策として、登校の際には毎朝ご家庭で検温をしていただき、発熱や風邪等の症状がある場合は登校を控えていただくようお願いしています。また、学校で発熱等が確認された場合、児童生徒が待機できるように、保健室以外の場所を確保しています。

学校生活では、登校時、給食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後といった機会での小まめな手洗いを徹底しています。また、児童生徒や教職員はマスクを着用することとしています。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合はマスクを外してもよいこととしています。

さらに、学習時、給食の際の机の配置を工夫し、クラスター発生の高い3条件、密閉・密集・密接が同時に重なる場を排除した環境づくりに努めています。各教科においても、児童生徒同士が近距離で活動する指導内容に

ついては当面見合わせるようにしています。

教室内の換気については、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上することとしています。これから暑くなり、空調を使用しますが、同時に換気を行っていきます。

学校は多くの児童生徒が活動する場であり、共用で使用するものが数多くあります。感染予防として、室内の机、椅子、ドアのノブ、手すり等、1日1回以上消毒することとしています。

そして、何よりも児童生徒に対しては、新型コロナウイルスに関する正しい知識やこれらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動を取ることができるようにしています。

再開して2週間になりますが、どの学校も全職員共通理解のもと感染症対策を行いながら、落ち着いて日々の教育活動に取り組んでいるところです。また、児童生徒自身も小まめな手洗い等、感染症対策を心がけた学校生活を送っています。

今後も、児童生徒や保護者の方の不安を退け、安心して学校生活を送れるよう、引き続き感染症対策に取り組んでいきますが、感染予防には保護者や地域の協力も不可欠ですので、一層の協力と理解を呼びかけてまいります。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）次に、介護施設についてPCR検査の実施をについてお答えします。

現在、和歌山県では、PCR検査の対象となる方として、1、風邪症状や37.5度以上の発熱が続く、2、強いだるさや息苦しさがある、3、原因不明の肺炎疑いがある、4、1または2に加え、味覚・嗅覚異常または下痢

や嘔吐の消化器症状がある、5、その他、医師の総合的な判断により、検査が実施されています。

こうした症状のある方に加え、濃厚接触者など感染の可能性の高い人も検査対象としています。

一方で、PCR検査は感染の有無を100%正確に判定できるというのではなく、感染しているのに陰性となる偽陰性や、感染していないのに陽性と判定される偽陽性が出るなどの報告がなされており、複数回の検査により精度を高めている状況にあります。

本市としては、高齢者が安心して介護施設で生活できるよう感染症対策は重要と考えていますが、PCR検査については、現在、保健所が主導で検査機関と協力体制を取りつつ、検査の必要性の有無を決定しています。

介護施設のPCR検査については、国の専門家会議や諮問会議等で議論された上で全国的に統一して実施するべきものと考えています。

また、集団生活をされている介護施設においてはクラスターや第2波、第3波に備えるため、PCR検査の有効性を含め感染症の早期発見ができる体制を整備していくことが求められていますので、国や県の動向を注視していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）続いて、水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）次に、水道料金の減免についてお答えします。

まず、公益社団法人日本水道協会に加盟している県内26自治体のうち、令和2年5月29日現在で水道料金の減免を実施しているのは5自治体、検討中が12自治体、実施しない、または、検討していないが本市を含め9自治体となっています。

水道料金の一律減免を実施するには多額の費用が必要となります。仮に本市が水道料金の減免を実施した場合、確かに一般家庭や店舗対する生活・営業支援となりますが、その実態に関わりなく機械的な一律のものとならざるを得ず、新型コロナウイルス感染拡大によって真に困窮した方への効果的な支援にはつながらないものと考えます。

また、上下水道事業は公営企業であることから、水道料金減免の実施に必要な費用は一般財源からの繰入れとなります。市の財政状況を鑑みると、現時点での水道料金の減免は困難であると考えます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）まず、小・中学校の感染対策について伺います。

先ほども答弁の中で、子どもたちに、教室に入ったり出たりするときも含めて、手洗いを指導していくというふうな話だったんですけども、アルコールの噴霧とありますが、そういうことについてはどのように行われているのでしょうか。アルコールを使った手指の消毒ということはどのようにされているのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）先ほど申し上げましたように、石けんによる手洗い30秒というのが原則です。文部科学省からもこういう形で来ています。

それと、この場をお借りして、例えばマスクであるとか、教育委員会も調達に頑張っているんですけども、マスクであるとか消毒薬であるとか、いろんな団体の方、また、個人の方々が各学校にご寄附をいただいているということに、この場をお借りして大いに感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただ、消毒液のアルコールにつきましては、現在、薬剤師会の指導をいただきながら、学校、それから業者、そして教育委員会で連携を行って調達をしているところですが、やはり現状は品薄と申しますか、なかなか入手困難な現状が今は続いているというのが現実です。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）入手困難ではあっても、給食の前後とかには手洗いだけではなくてアルコールによる噴霧もやっているというふうにもお聞きしたんですけども、主にはもう石けんによる手洗いになっているということでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今現状は、議員おっしゃられたとおり、消毒用アルコールも使用しての、昼食時はやっていますが、これがいつまで続くかということだと思いますと、今後、調達を急がなければならないという現状にあるということです。ご理解いただけたらと思います。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）先ほどから一般質問の中で、1番議員の質問に対して、避難所については消毒液の確保ができていたというふうなご答弁もありましたので、それがアルコールかどうかというのはまた分からないですけども、子どもたちの感染予防のためにも、教育委員会だけをお願いするんじゃなくて、市全体としても、アルコールの確保と申しますか消毒液の確保ということに取り組んでもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）先ほど教育長からの答弁もあったんですけども、アルコールにつきましては現在も相変わらず品薄状態で

はあるんですけども、危機管理室と教育委員会は連携を取りながら衛生用品等の確保については一緒に進めてはいるんですけども、今後、市全体として、その辺の調達については教育委員会のみならず、保健福祉部局も入れて取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

1番議員の質問とちょっと重なってきてしまいうんですけども、各学校の全部のホームページを見たわけじゃないんですけども、先生方が机であるとかトイレであるとか、本当に一生懸命、消毒もされているところが、どの学校か忘れたけども、ホームページにもアップされてありました。

本当にいつまで続くか分からない消毒の作業を先生方だけにお任せするというのは本当に負担になると思うんです。先ほども、だんだん負担がハードになってくるのでサポートするスタッフは必要だというふうに教育委員会のほうも考えておられるということです。

確かに、田辺市のほうではスクールサポートスタッフ、県費であるということなんですけども、全校に渡るように市単独でも追加をして、スクールサポートスタッフにも消毒については協力してもらおうというふうなことを考えているということを伺いました。

先ほど、第二次補正予算の中にスクールサポートスタッフの加配が盛り込まれているということではあるんですけども、橋本市においても、やっぱりこの消毒に関して、ずっと続くことですし、本当に先生だけの負担にならないように人の配置ということをしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）そういう方向に向か

って頑張っていきたいと思っています。

ただ、学校、今、橋本市では市費の非常勤の方もかなりおられますし、県費の非常勤の方もおられますし、スクールサポートスタッフは5校に1名ずつで5名という状況です。

文部科学省の第二次補正予算でいいますと、スクールサポートスタッフ2万600人ということになっております。恐らく全校には行けるほどの、残りあとまだかなりありますので、全ての学校にスクールサポートスタッフを配置するというのは困難やと思いますけども、できる限り、県のそういう加配スクールサポートスタッフ、それから学習支援員、こういう方が出た場合にはしっかり要求して、各学校現場に配置したいと思っています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）各学校、いろいろな条件があると思うので、学校にも聞いていただいて、ぜひ、先生だけに任せるといったくないようによろしくお願いします。

あと、先ほどの答弁の中で、まずは家で、水際対策として登校の際に、家で熱を測って、検温をして、発熱とか風邪とかの症状があるときは登校を控えていただくと。でも、朝は何ともなくても、学校に行ってから熱が出るということもあると思うんです。そういう、学校で発熱が確認された場合は保護者のほうに連絡しますという通知も保護者向けにも出されているんですけども、ただ、家庭によってはすぐにお迎えに来られない場合というのがあると思うんです。そのようなときにどのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）現状では、昨日の校長会ではまだそういう児童生徒はいないということですけども、恐らくそういう場面も予測できるやろうと思っています。

保健室はかなりの子どもが利用しますので、

保健室ではない別室を用意して、そこでおっていただくと。そして、保護者が来ていただいた場合は保護者と一緒に帰っていただくというのが基本なんですけども、それでも、保護者は働いていてなかなか来られないという、そういう状況も生まれてくると思います。そういう場合、基本的には学校医さんと相談しつつ、学校医さんと相談しながら対応していくというのを基本路線にしていきたい。

ただ、小さい子どもが長い間、別室でおるとということも非常にかわいそうといえますか、そういう気はします。基本的には、やはり保護者の方がなるべく早く迎えに来ていただいて、お医者さんに連れて行っていただくというのが基本であろうと思っています。できない場合は、やっぱり学校医さんと相談させていただいて対応させていただくということになります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ぜひとも、そういう場合がないことは祈りますけども、全然ないとも言いきれませんので、そういう場合が出た場合は臨機応変にというか、学校医とも相談して、よろしくお願ひいたします。

次に、介護施設のほうの再質問を行います。

先ほども言いましたけども、答弁の中で、全国的に統一して実施すべきとも言いながらも、やっぱり集団生活をされている介護施設において、クラスター、第2波、第3波に備えるため、感染症の早期発見ができる体制を整備していくことが求められるとも、ご答弁の中でいただきました。

実際に、いろいろ新聞であるとかテレビとか、介護の入所の施設でもクラスターが起っていて、やっぱり早めに陽性であることが分かっていたら、こんなにも感染を広げなかったのというようなお声であるとか、実際に、職員の方が物すごく減ってしまって、介

護の体制に困ったと。そのところはいろいろと、いくつも施設を持っておられるところだったので、ほかのどこから応援に来てもらって対応ができたというような記事とか、いろいろ読んだんですけども、やっぱり感染を広げないためにも、早めに陽性者を見つけるということが大事だと思うんです。

先ほどもお話がありましたけど、何か新聞の報道では、5月中旬には簡易のPCRの検査機器は配置されるというふうに書いてあったんですけど、先ほどのお話だと7月ぐらいになるかなというふうなことで、ちょっと県のほうも遅れているのかなと思うんですが、医療に関係するのに使うPCRの検査機器ではありますけれども、それを入所の介護の場合にも使えるように、県のほうに働きかけてもらえないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）議員おっしゃるとおり、介護施設についてはクラスターも発生しておりますし、医療機関と同じように感染の拡大が非常に可能性のあるところと、健康福祉部も思っております。

今回、和歌山県がPCR機器を導入するというので、その中に検査対象としましては医療機関関係ですけども、私どもとしまして、介護機関についても、入所される方、また、介護施設から要望があれば速やかにPCR検査が必要であるというのは感じております。

答弁書には書かなかったんですけども、今後、和歌山県と協議しまして、調査もしまして、その辺については積極的に働きかけていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ぜひともよろしく願います。

次の水道のほうに移っていきます。

生活支援としての水道料金の減額で、5月18日付の朝日新聞によりますと、この時点で、全国で114市町村で水道料金を無料にしたり減額する方針を決めたということです。

今、共産党のほうでも新聞の報道とかで、各県内でどのような生活支援であるとか経済的な支援のことを各自治体がやっているのかということを書き書きに一覧にしているんですけども、それを見ましたら、1か月から6か月、いろいろな条件はあるけれども、県内9市のうち、海南市、紀の川市、岩出市、有田市、新宮市、御坊市の6市が何らかの減額を実施するということです。

9市の中以外でもあるんですけども、全国的にもこういうふうに水道料金の減額、減免をする自治体が多いのは、まず、どうしてだと思われませんか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

まず、今、議員おっしゃられた数字もあるんですけども、実は、厚労省のほうから5月27日時点、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果がございます。猶予等は本市でも取り組んでおります。これは1,285事業所と、回答された、だいたいほぼほとんどのところが猶予を考えてはります。

減免の実施状況ですけども、5月27日時点では実施中が177事業者、今後実施予定が13事業者、都合190事業者で、総数の14.8%で実施されていると。この数字が、先ほど一般質問のほうにありました県内の自治体数とどういう形になるか、そこは検証しておりません。

ただし、こういうのが実態でありまして、私どもいろんな政策の中で考えるんですけども、水道料金が広く困窮した方に届くという

形でなくて、一律に実施される場所も多いんですけども、本市ではまだ、本当に困窮したところにピンポイントで実施する、もしくは各世帯に商品券を配布すると、こういうコロナ対策というように位置づけておりますので、水道につきましては現時点では考えておりません。

それと、全国的に見てもこの数字が、県下では結構数字はあるんですけども、全国的に見ても15%弱という実態がございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）この5月18日付の朝日新聞に載った記事によりますと、上水道は自治体の公営事業のため、首長の判断で料金の減免がしやすいと。在宅勤務や休校の長期化で家庭での水道使用量は増加傾向にあり、減免で公共料金の負担を減らし、生活困窮者や休業が長引く飲食店などの個人事業者を支援する狙いがあると、こういうふうに書かれています。

最初に、生活支援、また、営業支援、また、手洗いとかをよくするというので、感染対策にも水道料金の減免というのはなると思うんですけども、先ほど、本当に困窮している方というお話もあったんですけど、橋本市のいろいろな対策を見てみましたら、持続化給付金の対象外の小規模事業者に、30%から50%減額になった事業者に対しての給付とか、それはそれですごく大事なことだと思うんですけども、生活支援ということではすごく、ほかの自治体と比べても弱いと思います。

そもそも特別定額給付金の給付も県内でも遅いほうですし、また、いろいろなところが特別定額給付金に上乗せをしたりクーポン券を発行したり、いろいろなことをしています。

その中で、橋本市は1世帯3,000円の生活応

援クーポン券。ずっとほかのところを見てみたら、いろんなところがあるんですけど、紀の川市では1人1万円の上乗せの支給です。また、水道料金の基本料金は6か月免除という形で、いろんなことをしています。

それは、それぞれのところでどこに力を入れるのかというのは違うとは思いますが、やっぱり、今、国のほうで第二次補正予算が審議されています。それでまた地方創生臨時交付金というのが下りてくると思うんですけども、それをどのように使うのかというのはまたこれから検討されると思うんですが、やっぱり事業所への応援とか困窮者の応援とというのはすごく大事だけれども、そこに当てはまらなくても、やっぱり家においていろいろな弊害は出ていると思うんです。

そういう全世帯、全市民向けに生活支援という形での政策というのをぜひとも考えてもらいたいし、それには水道料金の減額というのはすごくいいのではないかなと思うんですけども、再度答弁を求めます。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）確かに、そういうアドバイス、ご提言、確かに理にかなっているところもある。

ただし、水道の施設につきましては、例えば工場であったり集会所であったり、それと、少量使用者の方に配慮した5㎡までの基本量もあったんですけども、時期によっては、農小屋、田んぼ、畑、このような利水、利用形態もございます。その全ての水栓に対して基本料もしくは使用料の免除が果たしてコロナ対策として有効な支援になるかどうかというのは、私ども水道を預かる者としては考えておりませんので、あとは政策的な判断もあるかと思えます。

ただし、議員おっしゃった二次の交付金が

あったときに、もっと広くもっと広く全てにという話になったときに、水道もという指示がありましたら検討いたします。ただし、先ほども答弁いたしましたように、繰り出していただくというのが前提でございます。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今の最後の繰り出しがちよっとよく分からなかったんですけど、一旦、確かに一般会計には入れるとは思いますが、交付金は。その中からまたいろんな政策をして、もし水道の減額ということになれば、そこから水道に繰り入れるということだと思んですけど、要するにできないわけではないということだけは確認したいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）言葉足らずに。

一般のほうは繰り出して一般財源の繰り入れ、受けるほうが入になって出すほうは繰り出す形で、だから、裏づけがあればできると、そういうことでございます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）あとはどういう政策をするかということになってくると思いますので、ぜひとも、検討の中に入れていただきたいというふうに思います。

1番を終わります。

○議長（土井裕美子君）1番が終わりましたので、この際、11番 阪本さんの質問項目の2、新型コロナウイルスと国民健康保険に対する答弁を保留して、13時まで休憩といたします。

（午後0時2分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

11番 阪本さんの質問項目2、新型コロナウイルスと国民健康保険に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナウイルスと国民健康保険についてお答えします。

まず、一点目の、資格証明書の人に短期保険証をについてですが、市では現在、24世帯、28名の方に国民健康保険被保険者資格証明書を交付しており、新型コロナウイルスに感染が疑われる場合において、帰国者・接触者外来を受診された際に国民健康保険被保険者資格証明書を提示した場合、本来、全額自己負担となるところを、令和2年3月診療分から短期被保険者証と同じ自己負担割合にて受診できる旨、国からの通知に基づき、本市ホームページ等において皆さまに周知しているところです。

しかしながら、国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている方に対して短期被保険者証を交付することについては、税の公平性の観点から予定していませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

次に、二点目の、傷病手当金の対象の拡大をについてお答えします。

本市では、国から特例的な財政支援により、傷病手当金を給付する旨の通知に基づき、橋本市国民健康保険条例等の改正を行い、国民健康保険被保険者で新型コロナウイルスに感染または感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から十分な給料等を受けられない方に対して傷病手当金を支給するため、ホームページ等において周知しているところです。

しかしながら、本市の国民健康保険財政は



高齢化等に伴い厳しい状況が続いており、市独自に傷病手当金の対象の拡大を図ることは難しいと考えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）資格証明書のほうから再質問します。

国民健康保険税を滞納して、だから、払うことができないから資格証明書になるわけで、資格証明書の方が窓口に来たときに、また全額、10割負担をしなければいけないということになれば、お金がない上に、医者にかかって払うお金もないかなということで、受診抑制につながりはしないかなと思うのが一番心配なんです。

体調が悪いと思ったときに、コロナには限らないかもしれないけれども、特にコロナの感染症の場合、受診せずにそのまま終わっていたら、知らない間に周りに感染させているということになりかねない。新型コロナウイルスに対する特効薬やワクチンができるまでの間だけでも、短期保険証の発行をすることはできないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほど答弁でもさせていただきましたように、コロナウイルス感染症の対策としまして、資格証の方も受診されれば2割または3割負担で済むということで、今、ホームページ等で啓発させていただいています。全国的にそういうふうな制度に変わっています。

橋本市の場合、去年の決算のとき、五十数件、資格証の方がおられたんですけども、今、答弁でも言わせてもらいましたように、24世帯に減っています。この24世帯の方の実情といますのは、住所不定だとか、いくら呼び

出しをしても全く来ない方に限られていまして、徐々に資格証の方は減っている状況にあります。

こういう方に対しては、再度、呼び出しとか分納誓約のとか、いろいろな形でできるだけ短期保険証の発行にというのを橋本市でも進めていきたいんですけども、なかなか、会うこともできないし電話もできない状況が続いていますので、この方らをすぐに資格証明書から短期保険証に変えるというのはなかなか難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今、24世帯のご説明をいただいて、その中では、住所が不定ということは、送っても、要するにそこに住んでおられませんという形で返ってくる方かなと思うんですけど、ただ、ホームページに周知している言われても、ホームページをどれだけの方が見ているかということもありますので、少なくとも、住所不定の方もあるいはないけれども、受診した場合に短期保険証と同じ扱いになりますよというところ辺を、少なくとも1件1件通知をしていただきたいと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）7月の半ばに令和2年度の国民健康保険税の納税通知書が発送されます。この24世帯の方につきましても、そのときに合わすか、もしくはそれまでに、しっかりした通知をしたいと思っておりますので、コロナに関しては2割または3割負担になりますよというということで通知文を作成して、郵送したいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）郵送のほう、よろしくをお願いします。

傷病手当金のほうなんですけれども、全国で、岐阜県飛騨市と鳥取県岩美町では、国が

支援する被用者だけではなくて、独自の財政措置も行って、個人事業主も対象に含めるということをやられています。

岩美町では国からの臨時交付金なども活用して、一般会計から繰り入れて予算を計上と。支給額については、前年度事業所得を365日で割った1日分の3分の2というふうに、これは飛騨市も同じなんですけども、そういう形で、要するに、制度としてつくっておられるところがあります。

また、自営業者への対象の拡大ということは、自治体が判断すればできます。そういうふうに国のほうも言っておりますので、しかも、被用者に対しては国の財源の支援があって、橋本市も200万円の予算を組まれているんですけども、それ以外については地方創生臨時特別交付金を使うこともできますので、どれだけの方がこれに当たるかというたら本当に分からないところがあるんですけども、少なくともこの被用者の方の200万円ぐらいを、次の臨時交付金を使って、制度を市独自でつくるということはできないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）答弁でも言いましたように、今回、国からの特例的な財政支援ということで、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる方について、事業主から十分な給料等が払われない被保険者に限っての適用ということで、これに合わせて橋本市のほうも傷病手当の条例改正をさせていただきました。

議員もご存じのように、今、事業主体が和歌山県となっております。例えば、和歌山県自体がコロナ対策ということで傷病手当について事業者もやっていくということでしたら、橋本市も検討できるんじゃないかなと思ってはいるんですけども、なかなか、今そういうような状況ではありませんし、橋本市の場合、

特に国保の財政状況が非常に厳しいときです。令和2年度では資産割もなくしましたし、来年度、所得割の、かなり減るということで、基金の取り崩しもかなり要るということで考えております。

そんな中で、答弁にも言いましたように、傷病手当金につきましては、事業主も入れていくというのはなかなか今の状況でできますという答えはなかなか難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）国保の会計とかでやるということは確かに難しいのじゃないかなと思うんですけど、今も答弁で言われましたけど、確かに今、県で統一して国保の運営がされています。県のほうが言うのを待つんじゃないで、各自治体のほうから声を上げるというのも大事じゃないかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）健康福祉部としての考え方もあるんですけども、厚生年金の場合、事業主もいけるみたいですけども、この傷病手当の考え方というのは、やはり事業主から十分な給料等をもたらえない方に対しての傷病手当という考え方を持っておりますので、橋本市が積極的に手を挙げるというのは今のところ考えておりません。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今、厚生年金のほうではあるということなんですけど、事業主の人もコロナに感染したことによって仕事に就くことができないとかになれば、やはりそれだけ収入が減るわけですから、給料をもらっているわけじゃないといっても、前年度の所得からは1日分の金額は出せるわけですから、やっぱりそこは、給料もらっている人が給料をもたらえない、その条件と同じにはなると思

うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）その辺は議員おただしのおりと思います。

何回も言うんですけれども、国がコロナ対策ということで特例的な財政支援を来たときには、事業主は除かれていたというのが一つあります。この中に事業主も含むと書いてあれば、当然それに従って、市も積極的にこれはやっていくべきかなと思うんですけれども、なかなか、国の来た文章の中にも事業主を除くとなっていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）国の言うとおりにやっていくということだと思うんですけれども、確かに、国民健康保険の成り立ちそのものとか、構成している人とかがどんどんどんどん時代によって変わってきて、普通ならば、給料で雇われている人とかは社会保険に入っているはずなのが、非正規の人が増えてきて、国保に加入せざるを得ない方が増えてきたというところ辺で、傷病手当の社会保険と国民健康保険との間で差ができてきているというところ辺が背景にはあると思うんです。

今回、コロナに関してだけ国民健康保険についても傷病手当ということがつくられて、それはそれで一歩前進だなというふうには思うんですけれども、ただ、国民健康保険はもともとは自営業者であるとか農業とか、要するに、会社勤めでない方が入っている保険ですので、そういう方に対しても、やっぱり保障というのは必要ではないかなと思うんですけれど。

それで、ぜひとも、市として考えていない

というんじゃないくて、もう少し積極的に県や国にも働きかけてもらえたらなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）考え方の違いもあるんですけれども、事業主が新型コロナに感染されたり疑いがあるということで事業がストップした場合、事業収入が減るということでしたら、その事業収入の減った分についての国の施策というのは今かなり出てきていると思います。そういうことで、事業主をここ、国は省いたのかなというふうな考え方も持っています。

もう少しこの辺、なぜ省いたか、それから、和歌山県全体がどういう形で動いているかというのはもう少し調査しなければいけないんですけれども、先ほどから言いましたように、国民健康保険財政、今年から来年にかけて非常に厳しい状況にあります。令和元年度も約1億6,000万円の基金を取り崩したところで、資産割もゼロにしたところですので、そういう状況の中で、なかなか橋本市が積極的にこの部分についてやっていくというのは難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）若干、考え方の違いがあるとは思いますが、できるだけたくさんの人を救えるような方法を考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さんの一般質問は終わりました。

この際、13時30分まで休憩いたします。

（午後1時17分 休憩）